

マンションの耐震診断費

補助のご案内

令和8年度



◇令和8年度より補助事業開始しました◇

習志野市

習志野市では、建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりを推進するために、市民の方が所有し、かつ居住する分譲マンションの耐震診断を実施する場合に、診断費の一部を補助します。

耐震診断（予備診断含む）の契約に先立ち、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

■対象となるマンションとは？

市内に建築された分譲マンションで次のすべてに該当するもの

- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- ウ 地階を除く階数が3以上あり、かつ延べ面積が1,000平方メートル以上であること。
- エ 当該マンションの延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ面積の占める割合が2分1以上であること。
- オ 区分所有者が現に居住する住宅戸数の割合が、全住宅戸数の5分の4以上であること。
- カ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

■補助対象者とは？

次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 補助対象となるマンションの管理組合であること。
- イ 管理組合の集会において、当該マンションにおける耐震診断を行うことの決議及び耐震診断に係る費用の一部について、この補助金の交付を申請することの決議を得ていること。

■耐震診断の内容とは？

【予備診断】

建物の調査、確認及び検討を行い、本診断の必要性を検討し、その費用を算出することを行います。

【本診断】 ※現在、本診断の補助は実施していません。

建物の劣化状況を調査し、国の規程に基づく耐震診断を行うことを行います。

■耐震診断者とは？

次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 一級建築士であって、一級建築士事務所に所属している者であること。
- イ 構造設計一級建築士証の交付を受けている者又は補助金の交付申請の日から起算して過去5年以内にマンションの耐震診断を行った実績がある者であること。
- ウ マンションの耐震診断を行うため、診断する建築物の構造区分に応じ、都道府県知事が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造以外の耐震診断に関する講習会を受講し、これを修了している者であること。

■補助の額は？

耐震診断に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、耐震診断者に支払った額の3分の2（1,000円未満の端数は切り捨て）となります。

ただし、1棟につき34,000円を限度とします。

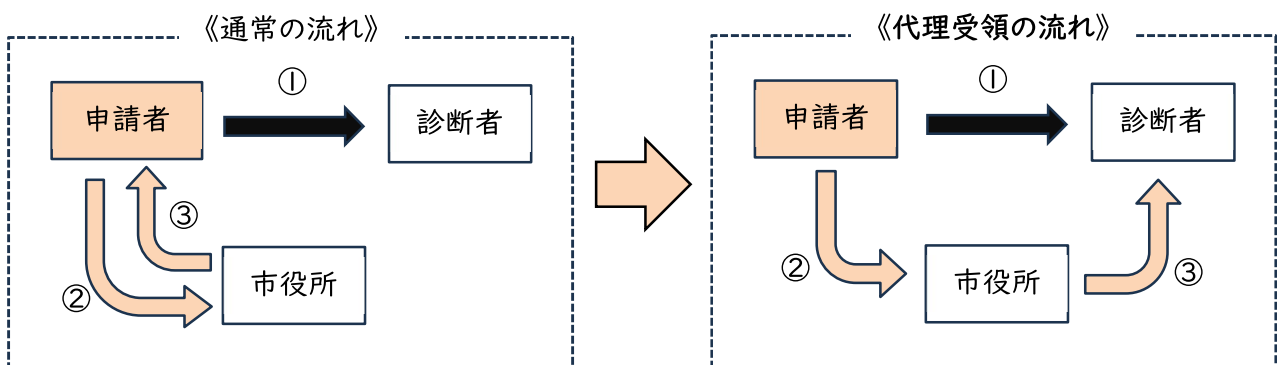
■代理受領制度について

習志野市から耐震診断者に補助金を直接支払うことができます。

申請者は診断費から補助額を差し引いた額を用意すればよいため、初期費用の負担を軽減できます。

制度を利用する場合には、実績報告書（第2号様式）の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、交付請求書の提出時に委任状（第4号様式）を添付して提出してください。

●代理受領のフロー図（耐震診断費8万円、補助金3.4万円の場合）



- ① 申請者から診断者へ8万円支払い
- ② 実績報告書を市役所へ提出
- ③ 市役所から申請者へ3.4万円支払い

- ① 申請者から診断者へ4.6万円支払い
- ② 実績報告書を市役所へ提出
- ③ 市役所から診断者へ3.4万円支払い

※「通常の流れ」と「代理受領の流れ」のどちらかを選択することができます。

■受付期間について

令和8年5月7日(木)～令和8年8月31日(月)

予定棟数になり次第、受付終了。(受付終了のご案内は市のホームページをご確認ください。)

■受付方法について

建築指導課窓口にて、先着順で受付をおこないます。

必要書類が揃っていない場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

■受付時必要書類について

1. 習志野市マンション耐震診断費補助金交付申請書(別記第1号様式)
2. 添付書類・・・別添「手続き時の提出書類」参照
3. その他(委任状等)

■提出書類の様式について

各様式は、市のホームページよりダウンロードできます。

1. トップページ



2. 便利なサービス/各種手続き・申請 申請書DL・電子申請



3. 申請書ダウンロード



4. 都市整備関係/建築指導関係の申請



5. マンション耐震診断費補助の関係

お問合せ先

習志野市役所 都市環境部 建築指導課

電話 047-453-9231(直通) FAX 047-453-7384

ホームページ <https://www.city.narashino.lg.jp/index.html>

(下記コードからもご覧いただけます)

キーワード検索

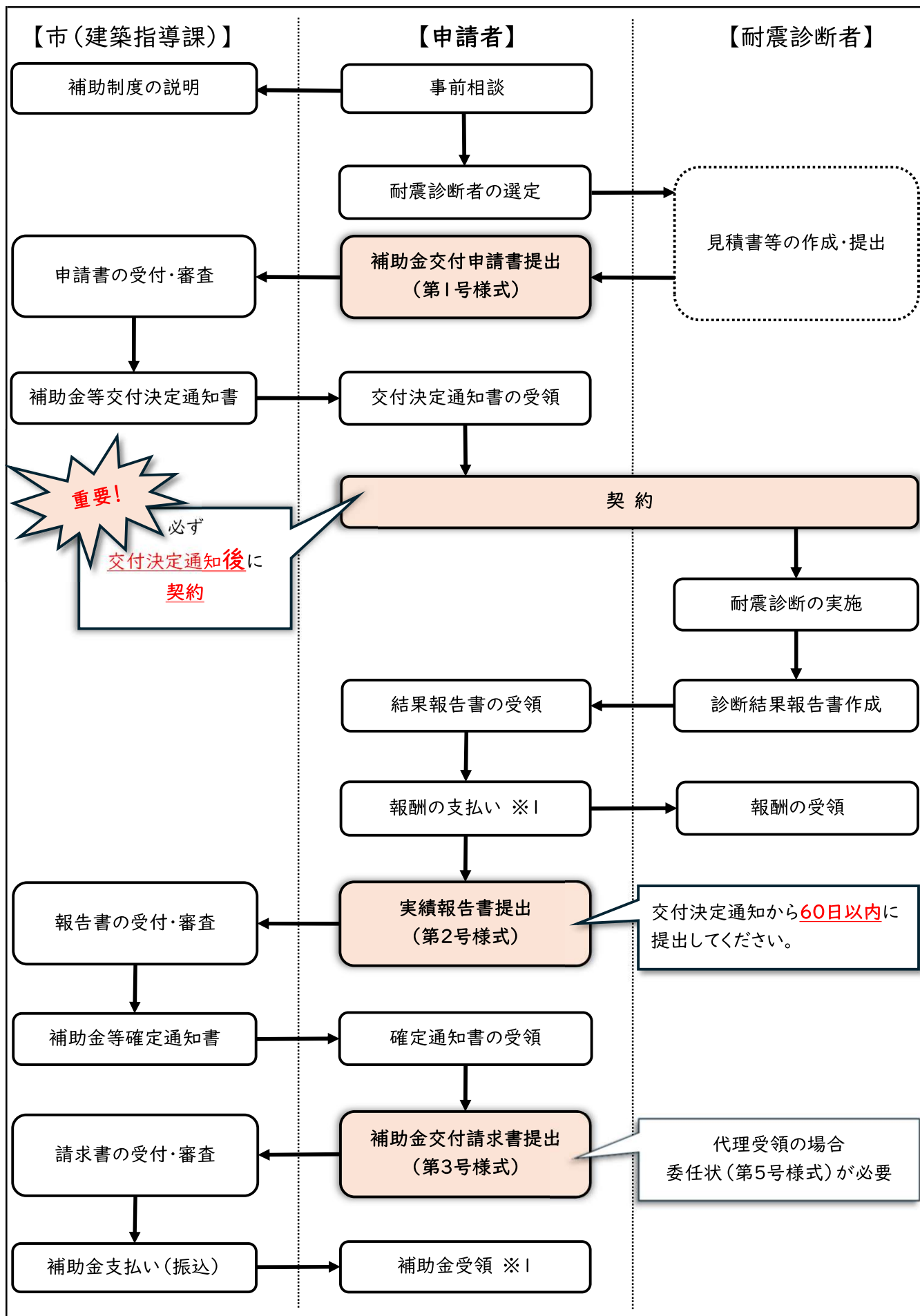
ID検索

マンション 耐震



●マンション耐震診断費補助事業の手続きの流れ

契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に診断契約の締結や診断を着手をしたときは、補助金を交付できませんのでご注意ください。



※1 耐震診断の補助金を市から耐震診断者へ直接支払うことが可能です。(代理受領制度)
詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

手続き時の提出書類

補助金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出する必要があります。

No	<交付申請時>
1.	<input type="checkbox"/> 交付申請書<第1号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 建築確認通知書の写し又は建築確認通知書を取得したことを証する書類
3.	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(建物)※申請日から3か月以内のもの
4.	<input type="checkbox"/> 管理組合の役員名簿等、申請者がマンションの管理組合の代表者であることを証する書類
5.	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書(マンションの管理組合が法人の場合に限る。)
6.	<input type="checkbox"/> 管理組合の集会において予備診断を行うことが決議されたことを証する書類
7.	<input type="checkbox"/> 管理組合に係る管理規約の写し
8.	<input type="checkbox"/> 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名一覧
9.	<input type="checkbox"/> 用途及び階ごとの面積を確認することができる書類
10.	<input type="checkbox"/> 案内図、配置図、平面図、立面図等の建築概要が分かる図面
11.	<input type="checkbox"/> 構造関係図書(構造計算書、構造図等)の目次の写し
12.	<input type="checkbox"/> 予備診断に要する費用の見積書又はその写し
13.	<input type="checkbox"/> 耐震診断士者一級建築士免許証の写し
14.	<input type="checkbox"/> 耐震診断者が一級建築士事務所に所属していることを証する書類
15.	<input type="checkbox"/> 耐震診断者が、耐震診断講習会(非木造)を修了していることを証する書類の写し
16.	<input type="checkbox"/> 耐震診断者の建築士法第10条の3第3項に規定する構造一級建築士証の写し又は耐震診断者が本件補助金に係る申請のあった日から起算して過去5年以内にマンションの耐震診断を行ったことを証する書類
17.	<input type="checkbox"/> その他(委任状等)
No	<実績報告時>
1.	<input type="checkbox"/> 実績報告書<第2号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 予備診断結果報告書
3.	<input type="checkbox"/> 予備診断の実施に係る契約書の写し
4.	<input type="checkbox"/> 予備診断に要した費用の請求書の写し
5.	<input type="checkbox"/> 予備診断に要した費用の領収書の写し
6.	<input type="checkbox"/> 本診断に要する費用の見積書又はその写し
7.	<input type="checkbox"/> その他(委任状等)
No	<交付の請求時>
1.	<input type="checkbox"/> 交付請求書<第3号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 委任状(代理受領の場合)<第5号様式>

◆申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状等が必要となります。

◆要件等を確認するために、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

★注意:使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 都市環境部建築指導課 ☎047-453-3967